

## いばらきサイクリングサポートライダー認定要項

### (目的)

第1条 茨城県（以下「県」という。）は、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、県内で行われるサイクリング全般についてガイド、サポートするとともに、本県のサイクリングの魅力を広く発信できる者を「いばらきサイクリングサポートライダー」に認定する。

本要項は、「いばらきサイクリングサポートライダー」を認定するに当たり、その基準及び具体的手続きを定めるものである。

### (定義)

第2条 「いばらきサイクリングサポートライダー」として、次の各号に定める者を置く。

- (1) いばらきサイクリングサポートライダー（以下「サポートライダー」という。）  
サイクリングイベントやツアーや（以下「サイクリングイベント等」という。）において、走行時のガイドや参加者へのサポートを行うことができる者
- (2) いばらきサイクリングサポートライダーA級（以下「サポートライダーA級」という。）  
いばらきサイクルサポートライダーの能力に加え、県内サイクルルートについて、安全性、快適性等の観点から評価・助言することができる者

### (認定要件)

第3条 県は、次の各号に定める要件をすべて満たした者をサポートライダーとして認定する。

- (1) 県が開設又は指定するサイクリングガイド及びサポートのための知識、技術習得のための講習を修了していること
- (2) 前号に定める講座受講の前後半年以内に、サイクリングイベント等で参加者へのガイド又はサポートを経験すること

2 県は、前項に加え、次の各号に定める要件をすべて満たした者をサポートライダーA級として認定する。

- (1) 県が開設又は指定するサイクルルート評価のための知識、技術習得のための講座を修了していること

3 2018年、2019年、2020年に開催された「いばらきサイクリングサポートライダー養成プログラム」を受講し、2025年12月8日時点でいばらきサイクルサポートライダーとして認定されている者については、同日付で前条第1号に掲げるサポートライダーとみなす。

(認定期間)

第4条 サポートライダー及びサポートライダーA級の認定期間は、認定日より2年間とする。

2 県は、認定期間の終了前に、サポートライダー及びサポートライダーA級に対し認定期間延長に係る意思確認等を行う。

3 県は、前項の意思確認の結果、延長の意思が示され、継続することが適當と思われる場合は、認定期間の延長を行う。延長する認定期間は第1項に準じる。

4 前項において、継続することが適當とする場合の基準については、別途定めるものとする。

(認定後の活動)

第5条 サポートライダーは、次の各号に定める活動を行うことができる。

(1) 県が案内するサイクリングイベント等でのガイド、参加者サポート

(2) 県が案内するサイクリングイベント等の運営支援

(3) 本県のサイクルルートの走行環境維持活動

(4) 本県のサイクルルートの認知度向上に係る活動

(5) その他、本県のサイクルツーリズム推進に係る活動

2 サポートライダーA級は、前項の活動に加え、次の各号に定める活動を行うことができる。

(1) 本県のサイクルルートの走行環境評価

(2) 旅行会社等が考案したルートに対する助言

(活動に係る報酬等)

第6条 前条の活動については、原則無償で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、サイクリングイベント等の主催者等が報酬等の支払いを行う場合は、県はこれを妨げない。

(活動に係る事故等への対応)

第7条 サポートライダー又はサポートライダーA級の活動に伴う事故やトラブルについては、サポートライダー又はサポートライダーA級本人が責任をもって対応する。

(認定の取消し)

第8条 県は、サポートライダー又はサポートライダーA級が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) サポートライダー又はサポートライダーA級本人から、認定の取消依頼があったとき

(2) サポートライダー又はサポートライダーA級が死亡又は連絡不能となったとき

(3) サポートライダー又はサポートライダーA級が虚偽その他の不正の手段でもって認

定を受けていたことが判明したとき

- (4) 第5条各号に定める活動において、著しい非行があったとき
- (5) その他、サポートライダー又はサポートライダーA級が、本認定制度の信用を著しく失墜させたことが判明したとき

2 認定取消しとなったサポートライダー又はサポートライダーA級は、速やかに認定証を県に返納しなければならない。

3 県は、認定の取消しによって生じた損害の一切を負担しない。

(その他)

第9条 この要項により難い事項については、茨城県政策企画部スポーツ推進課長が別に定める。

(附 則)

この要項は2025年12月8日から施行する。